

「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業に関する検討会開催要綱

（開催）

第1条 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業及び当該事業に係る認証基準（以下「認証基準」という。）の見直しに必要な事項を検討するにあたり、専門的見地からの客観的な意見を聴取するため、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 検討会において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 認証の有効期間及び取組状況報告について
- (2) 女性従業員のみの企業への配慮について
- (3) 新旧基準の関係整理、経過措置について
- (4) 認証基準の表現について
- (5) 女性活躍推進に向けた研修について
- (6) 地域活動参加の後押しについて
- (7) 男性の育児休業の取得実績について
- (8) その他認証に必要な事項

2 検討会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（検討会のメンバー）

第3条 検討会のメンバーは3名とする。

2 メンバーは、女性の活躍推進及び中小企業の経営課題に関し豊富な知識と高い見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（座長）

第4条 検討会の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、検討会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（検討会）

第5条 検討会は、市民局長が招集する。

2 検討会は、メンバーの過半数の出席をもって成立する。

3 座長が必要と認めるときは、検討会をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

- 4 前項に定めるもののほか、検討会のメンバーは、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で検討会に参加することができる。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による検討会への参加をもって検討会に出席したものとみなすものとする。
- 5 座長は、緊急の必要があり検討会を招集する時間的余裕がない場合その他やむをえない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各メンバーに回付し、意見を聴取し、検討会に代えることができる。
- 6 検討会は、非公開とする。

(開催期間)

第6条 検討会の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

- 2 検討会は、前項に規定する開催期間において、必要に応じ随時開催する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。